

第15回津南町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和6年9月25日					
招集の場所	津南町役場 3階 大会議室					
開閉会日時	開会	令和6年9月25日 9時00分				
	閉会	令和6年9月25日 9時35分				
出席委員並びに 欠席委員	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
	1	藤木 正光	欠	10	大平 勝則	出
	2	中山 國廣	出	11	滝沢 芳則	出
	3	河田 千春	出	12	本山 和美	出
	4	樋口 則郎	出	13	中村 敬二	出
	5	藤木 巖	出	14	桑原 京子	出
	6	桑原 幸枝	出	15	涌井 益夫	出
	7	清水 茂實	出	16	藤ノ木 孝	欠
	8	渡邊 修	出	17	半戸 敬行	出
	9	板場 勇司	出	18	藤ノ木 稔	出
議事録署名委員	15	涌井 益夫		17	半戸 敬行	
職務のために出 席した者の氏名			副主幹		石沢 和也	
説明のために出 席した者の氏名						
書記	石沢 和也					
議事日程	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

第15回 津南町農業委員会総会議事日程

令和6年9月13日 告示

令和6年9月25日 開会

日程第1 議事録署名委員の指名について

番

番

日程第2 報告第1号 会長報告

日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第4 報告第3号 農地法の適用を受けない事実確認願について

日程第5 議案第1号 農地法の規定による許可申請書の審査について

日程第6 議案第2号 農用地利用集積計画書の審査について

## 会議経過（令和6年9月25日）

### 【開会宣言】

会長

本日の欠席は、農業委員の1番 藤木正光委員、16番 藤ノ木孝委員、推進委員の1番 藤ノ木良一委員、3番 志賀義明委員、4番 小野塚正直委員です。定足数に達しておりますので、これより第15回津南町農業委員会総会を開会します。

### 日程第1 会議録署名委員の選出について

会長

会議録署名委員の指名を行います。議長の指名による選出とさせていただきますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

会長

本日の会議録署名委員に、15番 涌井益夫委員と17番 半戸敬行委員の両委員を指名いたします。

### 日程第2 報告第1号 会長報告について

会長

報告第1号会長報告について、出席しました会議等内容を報告いたします。  
8月28日に県内視察ということで、糸魚川市と上越市に伺いました。中山間地農業について大変参考になった視察でありました。大変お疲れ様でした。  
9月5日、6日の第3回議会定例会に出席しております。  
9月10日に企画会議を開催し、今後の行事予定等について協議させていただきました。  
会長報告については以上です。質問等がありますでしょうか。

(特になし)

### 日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

会長

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の朗読及び説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第18条第6項の規定による通知は、3件です。

(事務局の朗読、説明)

会長

質問や補足説明等がありますでしょうか。

(質問等特になし)

### 日程第4 報告第3号 農地法の適用を受けない事実確認願について

会長

報告第3号 農地法の適用を受けない事実確認願証明について、事務局の朗読及び説明をお願いします。

事務局

今月の農地法の適用を受けない事実確認願については、1件です。

(事務局の朗読、説明)

会長

質問や補足説明等がありますでしょうか。

桑原京子委員

9月4日に現地確認を行いました。現場の状況としては、周辺の農地等に迷惑にならないよう、除草等で管理されておりますが、傾斜地であり、農作業機械が入れなく、耕作する農地として適していない状況です。このようなことから、原野化、山林化の状況になったものであります。

清水茂實委員

今回の案件のように、管理の見た目だけでなく、傾斜地であったり地形や周辺の環境などの理由で、耕作に適さない農地として判断される場合もあると理解します。

会長

他に質問等がありますでしょうか。

(質問等特になし)

## 日程第5 議案第1号 農地法の規定による許可申請書の審査について

会長

議案第1号農地法の規定に基づく許可申請書の審査について、事務局の朗読及び説明をお願いします。

事務局

今月の農地法の規定に基づく許可申請は、第3条許可申請が5件、第5条許可申請が1件です。

(事務局の朗読、説明)

会長

質問や補足説明等がありますでしょうか。

大平勝則委員

3条の2番、3番ですが、譲渡人が転居しまして、転居前の自宅周辺農地の管理が困難で有効活用を目的として、隣接地で耕作する譲受人に所有権移転するものであります。

中山國廣委員

3条の5番について、譲渡人は県外へ転出し、農地の維持、管理が困難であるため、当該農地の隣接地に住む譲受人に所有権移転するものです。

樋口則郎委員

3条の4番について、譲受人は移住目的で空き家を購入し、その空き家に付随する農地を取得するものです。

清水茂實委員

5条の1番について、現場を確認しましたが、特に問題はありません。

会長

他に質問等がありますでしょうか。無ければ採決をいたします。

第3条の5件、第5条の1件について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長

全員賛成ですので、原案のとおり許可を決定いたします。

## 日程第6 議案第2号 農用地利用集積計画書の審査について

会長

議案第2号農用地利用集積計画の審査について、事務局の朗読及び説明をお願いします。

事務局

津南町長より、農業経営基盤強化促進法及び農業経営基盤強化促進基本構想に基づき審査依頼がありました。

今回は所有権移転2件、利用権設定の新規が4件です。

(農用地利用集積計画の内容を朗読、説明)

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

会長

いずれも、担い手との契約に伴う所有権移転であり、特に問題のある届出はないかと思われまます。

只今の事務局の説明及び朗読の内容について、委員の方からの補足説明、意見、質疑等ありましたらお願いいたします。

藤木 巖委員

所有権移転の1番、2番については、譲受人が転出により農地を処分したい意向があり、隣接地で耕作する譲受人に所有権移転するものです。

会長

他に補足説明、質問等はありませんでしょうか。

無ければ所有権移転2件、利用権設定新規4件の案件について採決をいたします。

賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長

全員賛成ですので、原案のとおり許可を決定いたしました。

**【閉会宣言】**

会長

本日の議事は全て終了しました。

以上で、津南町農業委員会第15回総会を閉会します。

以上の会議経過は書記が記したものであるが、その内容が事実と相違ないことを  
証するためここに署名する。

令和 年 月 日

津南町農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員